

## 災害時における協力体制に関する協定

北海道(以下「甲」という。)と一般社団法人北海道土木コンクリートブロック協会(以下「乙」という。)は、災害応急対策におけるコンクリートブロック資材(以下「資材」という。)の調達に関し、次のとおり協定を締結する。

### (目的)

第1条 この協定は、災害対策基本法に規定する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合(以下「災害時」という。)に、同法、災害救助法及び北海道地域防災計画に基づき、甲と乙が相互に協力して、災害応急対策の資材調達に関して、円滑に進め、被害の拡大防止と被災施設の早期復旧を図ることを目的とする。

### (乙の協力内容)

第2条 乙及び乙に所属する各地区指定会員(以下「乙の会員」という。)は、災害時に甲の要請があった場合、次に掲げる事項について可能な範囲で協力するものとする。

- (1) 協力実施体制の構築及び甲に対する情報提供
- (2) 供給可能な資材の状況把握及び甲に対する報告
- (3) 調達資材の数量及び搬入場所等の確認、並びに現地搬入等の資材調達に係る対応
- (4) その他必要と認める事項

2 乙は、不測の事態に備え、平常時から資材の在庫状況を甲に対して定期的に報告するものとする。

### (甲の協力内容)

第3条 甲は、前条の協力が適切に行われるよう、次の事項について協力するものとする。

- (1) 被災状況及び交通規制等の情報提供
- (2) 資材の搬入等で緊急通行が必要な場合の確認
- (3) その他必要と認める事項

### (情報連絡網の整備・報告)

第4条 甲及び乙は、本協定に係る情報連絡網を整備し、協定締結後速やかに相手方に報告するものとし、毎年度当初及び変更があった場合には相手方に報告するものとする。

### (他の協定等との関係)

第5条 この協定は、乙又は乙の会員がすでに締結している他の相互応援等に関する協定等に基づく応援を妨げるものではない。

### (有効期限)

第6条 この協定の期間は、締結の日から平成29年3月31日までの期間とし、双方の申し出がない限り、毎年度更新するものとする。

### (その他)

第7条 この協定に定めのない事項や疑義が生じた場合については、その都度、甲、乙が協議してこれを定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙署名の上、各自その1通を保有する。

平成29年 1月27日

甲 北海道  
北海道知事

高橋 ひとみ

乙 一般社団法人 北海道土木コンクリートブロック協会  
会 長

本間 夫士

## 災害時における相互協力に関する協定書

北海道（以下「甲」という。）と北海道公立大学法人札幌医科大学（以下「乙」という。）は、北海道内において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害が発生し、または発生の恐れがある場合（以下「災害時等」という。）において、被災者及び避難者に対する支援体制を充実させるため、甲及び乙の相互協力に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、災害時等に、道民の安全確保を図るために実施する甲及び乙の協力体制について、必要な事項を定めることを目的とする。

### （協力要請等）

第2条 乙は、甲から協力の要請を受けた場合は、協定の内容に従って可能な限り協力を努めるものとする。ただし、真にやむを得ない事情により、当該協力の要請に応じられない場合は、この限りではない。

2 甲及び乙は、それぞれの職員のうちから連絡責任者を指名し、当該職員を通じて協力の要請を行うものとする。

3 協力の要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要すると認められる場合は、口頭等により要請し、後日速やかに文書を提出するものとする。

### （協力内容）

第3条 前条に規定する協力の内容は、次のとおりとする。

（1）道民等の安全確保のため、乙の指定する大学施設の一部の一時的避難施設としての提供及び施設の利用（市町村が指定する指定緊急避難場所や指定避難所（以下「避難所等」という。）への避難が被害状況及び天候等により困難な場合の二次的施設としての使用に限る）

（2）大学施設に収容した被災者への応急医療資材及び備蓄資機材の提供（提供できる資機材を有していない場合を除く）

（3）甲から派遣要請のあった避難所等への乙の学生及び教職員（以下、「学生等」という。）によるボランティアの派遣

（4）その他の協力要請事項

### （施設提供期間等）

第4条 前条第1号に規定する避難施設としての提供期間は、原則として災害発生直後の初動期間（7日間）として被災者が自宅に帰宅または甲が指定する施設に移動するまでの間とする。ただし、災害の状況等によりこれを超えて使用する場合は、甲及び乙の協議により決定する。

2 乙から提供された施設の使用上の責任は、甲が負うものとする。

3 甲は、災害等が収束した場合には、乙が早期に使用を再開できるよう配慮するとともに、施設の利用を終了した場合は、当該施設の原状回復を行い、速やかに引き渡すものとする。

### （学生等のボランティア派遣）

第5条 甲は、災害時等に、避難所等に学生等を派遣する必要があると認めるときは、第3条第3号の規定により、乙に協力を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲からの要請を受けたときは、速やかに第3条第3号に規定する活動への参加を希望する学生等のボランティアを募集するものとする。

3 学生等は、甲が指定した避難場所等で施設管理者の指示に従い、受け入れた避難者の生活支援等を行う。

### （活動期間）

第6条 第5条に規定する学生等の活動期間は、乙が学生等と協議し決定した期間とする。

### （経費の負担）

第7条 第3条の協力に要した経費で甲が必要と認めるものは、甲が負担するものとする。

### （損害補償）

第8条 学生等が第5条に規定する活動を行うにあたり、学生等が被った損害への補償は、ボランティア活動保険によるものとする。

2 前項のボランティア活動保険の加入手続きは乙が行うものとし、保険料については、乙が負担する。

### （活動報告）

第9条 学生等は、第5条に規定する活動を行った場合は、その実施状況について甲及び乙に報告するものとする。

### （平常時の取組）

第10条 乙は、学生等に対し、日頃より防災意識の向上に努めるとともに、本協定の周知を図るものとする。

### （実施細目）

第11条 本協定に基づく具体的な運用は別途運用要領を定める。

### （有効期間）

第12条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日より1年間とする。ただし、有効期間満了の日の1ヶ月前までに、甲乙いずれかからも書面による申し出がないときは、有効期間は、同一の内容で、さらに1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

### （協議）

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議の上決定するものとする。

甲と乙は、この協定の成立を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保管する。

平成29年12月20日

（甲）北海道  
北海道知事

高橋はるかみ

（乙）北海道公立大学法人 札幌医科大学  
理事長

塚本泰司

## 災害時における協力体制に関する基本協定

北海道建設部（以下「甲」という。）と北海道維持管理業務連絡協議会（以下「乙」という。）は災害・事故が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における、道民の生命、身体及び財産を守るための連携協力の実施事項に関し次のとおり基本協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、災害時において、北海道地域防災計画に基づき、建設管理部が所管する公共土木施設の被害調査及び災害応急対策等を円滑に進め、災害の拡大防止と被災施設の早期復旧を図ることを目的とする。

### （内容）

第2条 協力内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 情報連絡網の構築・共有
- (2) 協力実施体制の構築・共有
- (3) 施設の被害状況の把握に係る業務対応
- (4) 災害応急対策に係る業務対応
- (5) その他必要と認める業務対応

### （役割）

第3条 乙は、災害時において、甲の要請があった場合、地方維持管理業務連絡協議会に対し、第2条に係る協力要請があったことについて通知するものとする。

### （情報連絡網）

第4条 乙は、第2条第1項第1号に基づき、情報連絡網を整備し、甲と共有するものとする。

### （他の協定等との関係）

第5条 この協定は、乙又は乙の会員が既に締結している他の相互応援等に関する協定等に基づく応援を妨げるものではない。

### （有効期間）

第6条 この協定の有効期間は、締結の日から平成31年3月31日までの期間とし、双方の申し出が無い限り、毎年度更新するものとする。

### （細目協定）

第7条 この協定に定めるもののほか、この協定の施行に関し必要な事項について、（総合）振興局と地方維持管理業務連絡協議会の間で別に定めるものとする。

### （その他）

第8条 この協定に定めのない事項や疑義が生じた場合については、その都度、甲、乙が協議してこれを定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙署名の上、各自その1通を保有する。

平成30年3月22日

甲 北海道建設部長

渡邊直樹

乙 北海道維持管理業務連絡協議会長

菅野伸一

## 災害時における下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定

北海道（以下「甲」という。）と市町村（乙1から乙150まで）（以下、乙1から乙150までを総称して「乙」という。）及び公益社団法人日本下水道管路管理業協会（以下「丙」という。）とは、甲及び乙の所管する下水道の管渠、マンホール等の施設（以下「下水道管路施設」という。）が地震等の災害により被災したときに広域的な支援として行う復旧支援協力に関して以下のとおり、下水道法(昭和33年法律第79号)第15条の2の規定に基づいた協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、丙による甲及び乙に対する復旧支援協力に関して基本的な事項を定め、円滑な復旧支援の実施を図り、災害等により被災した下水道管路施設の機能の早期復旧を行うことを目的とする。

（復旧支援協力の要請）

第2条 甲及び乙は、災害等により被災した下水道管路施設の復旧に関し、各々では十分な応急対応を実施することができない場合において、丙に対し次の業務の支援協力を要請することができる。

（1）被災した下水道管路施設の応急復旧のために必要な業務(巡視、点検、調査、清掃及び修繕)

（2）その他、甲、乙及び丙間で協議し必要とされる業務

2 甲及び乙の丙に対する復旧支援協力の要請は、第10条に規定する甲の事務局が、甲及び乙の支援協力要請をとりまとめたうえで、協力内容を明らかにした書面により、第10条に規定する丙の事務局を通じて行うものとする。ただし、緊急時等でこれによりがたいときは、甲及び乙自らが丙の事務局へ要請することが出来る。

（復旧支援の実施）

第3条 丙は、第2条の規定による復旧支援協力要請を受けたときは、必要な人員、機材等をもって復旧支援協力を行うものとする。

2 大規模災害等において、丙が人員・機材等を調達するのに相当の時間を要すると認められる場合、支援の実施は協議の上で決定する。

（費用）

第4条 甲及び乙が丙に対し要請した復旧支援協力に係る費用は、支援を受けた甲及び乙の個々による負担とする。

（報告）

第5条 丙は、甲及び乙の要請により行った復旧支援協力の業務が終了したときは、速やかに要請した者に対し、書面をもって報告を行うものとする。

2 丙は、災害時の支援に備えて、復旧支援協力が可能な会社、提供可能な車両等の機器及び人員等について、甲の事務局に報告するものとする。変更があった場合には、適宜、甲の事務局に書面で報告するものとし、甲の事務局は乙に対し、書面で通知するものとする。

（下水道台帳データの提供）

第6条 甲及び乙は、下水道管路施設の調査に必要な下水道台帳の図面等をPDF等の電子データとして、丙に提供する。甲及び乙は、下水道台帳に大幅な変更があった場合には、適宜、最新の電子データを丙に提供するものとする。

2 丙は甲及び乙から提供を受けた電子データを適切に保管しなければならない。

（下水道台帳データの開示）

第7条 丙は、甲及び乙から復旧支援協力要請があったとき、支援出動する丙の会員に対し、甲及び乙から提供を受けた電子データを開示することができる。

2 支援出動する丙の会員は、甲及び乙から開示された電子データを支援業務並びに必要な報告等以外に使用してはならない。

（情報の保護）

第8条 甲、乙及び丙は、この協定による活動を行うため、個人情報及び行政情報を取り扱う場合は、その情報の保護に努めなければならない。

（広域被災）

第9条 甲及び乙が管轄する地域において、公益社団法人日本下水道協会が制定した「下水道事業における災害時支援に関するルール」に定める下水道対策本部が設置された場合、丙は、当該下水道対策本部に関わる支援活動も併せて行う。

（事務局及び連絡体制）

第10条 甲及び丙の復旧支援協力に係る事務局及び連絡体制は、次のとおりとする。

（1）甲の事務局は、北海道建設部まちづくり局都市環境課とする。

（2）丙の事務局は、公益社団法人日本下水道管路管理業協会北海道支部とする。

（3）その他の連絡先については、別表に掲げるとおりとする。

（4）連絡先に変更があった場合は、速やかに甲の事務局に連絡し、甲の事務局は別表を変更し、甲、乙及び丙に伝えること。

（合同訓練）

第11条 甲、乙及び丙については、必要に応じ、情報伝達訓練等の合同訓練を行うものとする。

2 前項の合同訓練の時期および内容は、甲、乙及び丙の協議により定める。

3 第1項の合同訓練を実施する場合も、第7条第1項及び第2項を準用する。

（協定の有効期間）

第12条 この協定は、協定の締結の日からその効力を有するものとし、甲、乙又は丙から書面による協定終了の意思表示がない限り、その効力を継続するものとする。

（その他）

第13条 本協定に定めのない事項や各条項に疑義が生じた場合には、甲、乙及び丙による協議の上で決定するものとする。この協定に定めのある事項について疑義が生じたときも、また同様とする。

2 甲、乙及び丙がこの協定に違反した場合においては、甲、乙及び丙は、違反した相手方への書面による通告をもってこの協定を廃止することができる。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び丙それぞれ記名押印のうえ、各自その1通を保有する。また、乙は甲及び丙に提出する同意書をもって本協定の締結を証する。

平成30年 3月23日

- 甲 札幌市中央区北3条西6丁目  
北海道知事 高橋 はるみ 印
- 乙1 北海道函館市末広町5番14号  
函館市下水道事業管理者 川越 英雄
- 乙2 北海道小樽市花園2丁目11番15号  
小樽市公営企業管理者 水道局長 浅沼 敦
- 乙3 北海道旭川市上常磐町1丁目  
旭川市水道事業管理者 木口 信正
- 乙4 北海道室蘭市寿町1丁目11番16号  
室蘭市公営企業管理者 塩越 順一
- 乙5 北海道釧路市南大通2丁目1番121号  
釧路市公営企業管理者 土屋 敬視
- 乙6 北海道帯広市西5条南7丁目1番地  
帯広市公営企業管理者 阿部 信一
- 乙7 北海道北見市桜町2丁目9番地1  
北見市公営企業管理者 小林 敬里
- 乙8 北海道夕張市本町4丁目2番地  
夕張市長 鈴木 直道
- 乙9 北海道岩見沢市鳩が丘1丁目1番1号  
岩見沢市長 松野 哲
- 乙10 北海道網走市南6条東4丁目  
網走市長 水谷 洋一
- 乙11 北海道留萌市幸町1丁目11番地  
留萌市長 中西 俊司
- 乙12 北海道苫小牧市旭町4丁目5番6号  
苫小牧市下水道事業 苫小牧市長 岩倉 博文
- 乙13 北海道稚内市中央3丁目13番15号  
稚内市長 工藤 広
- 乙14 北海道美唄市西3条南1丁目1番1号  
美唄市長 高橋 幹夫
- 乙15 北海道芦別市北1条東1丁目3番地  
芦別市長 萩原 貢



- 乙16 北海道江別市萩ヶ岡1番地4  
江別市水道事業管理者 佐藤 哲司
- 乙17 北海道赤平市泉町4丁目1番地  
赤平市長 菊島 好孝
- 乙18 北海道紋別市幸町2丁目1番18号  
紋別市下水道事業 紋別市長 宮川 良一
- 乙19 北海道士別市東6条4丁目1番地  
士別市長 牧野 勇司
- 乙20 北海道名寄市大通南1丁目1番地  
名寄市長 加藤 剛士
- 乙21 北海道三笠市幸町2番地  
三笠市長 西城 賢策
- 乙22 北海道根室市常盤町2丁目27番地  
根室市下水道事業 根室市長 長谷川 俊輔
- 乙23 北海道千歳市東雲町2丁目34番地  
千歳市公営企業管理者 牧野 敏彦
- 乙24 北海道滝川市大町1丁目2番15号  
滝川市長 前田 康吉
- 乙25 北海道砂川市西6条北3丁目1番地  
砂川市公共下水道管理者 砂川市長 善岡 雅文
- 乙26 北海道歌志内市字本町5番地  
歌志内市長 村上 隆興
- 乙27 北海道深川市2条17番17号  
深川市長 山下 貴史
- 乙28 北海道富良野市弥生町1番1号  
富良野市長 能登 芳昭
- 乙29 北海道登別市中央町6丁目11番地  
登別市長 小笠原 春一
- 乙30 北海道恵庭市京町1番地  
恵庭市公営企業 恵庭市長 原田 裕
- 乙31 北海道伊達市鹿島町20番地1  
伊達市長 菊谷 秀吉

乙32	北海道北広島市中央4丁目2番地1 北広島市長 上野 正三	乙48	北海道寿都郡寿都町字渡島町140番地1 寿都町長 片岡 春雄
乙33	北海道石狩市花川北6条1丁目30番地2 石狩市長 田岡 克介	乙49	北海道寿都郡黒松内町字黒松内302番地1 黒松内町長 鎌田 満
乙34	北海道北斗市中央1丁目3番10号 北斗市長 池田 達雄	乙50	北海道虻田郡二セコ町字富士見47番地 二セコ町長 片山 健也
乙35	北海道石狩郡当別町白樺町58番地9 当別町長 宮司 正毅	乙51	北海道虻田郡真狩村字真狩118番地 真狩村長 佐々木 和晃
乙36	北海道上磯郡知内町字重内21番1号 知内町長 大野 幸孝	乙52	北海道虻田郡留寿都村字留寿都175番地 留寿都村長 場谷 常八
乙37	北海道上磯郡木古内町字本町218番地 木古内町長 大森 伊佐緒	乙53	北海道虻田郡喜茂別町字喜茂別123番地 喜茂別町長 菅原 章嗣
乙38	北海道亀田郡七飯町本町6丁目1番1号 七飯町長 中宮 安一	乙54	北海道虻田郡京極町字京極527番地 京極町下水道事業管理者 山崎 一雄
乙39	北海道茅部郡森町御幸町144番地1 森町水道事業管理者 梶谷 恵造	乙55	北海道虻田郡俱知安町北1条東3丁目3番地 俱知安町長 西江 栄二
乙40	北海道二世郡八雲町住初町138番地 八雲町長 岩村 克詔	乙56	北海道共和町南幌似38番地の2 共和町長 山本 栄二
乙41	北海道山越郡長万部町字長万部453番地1 長万部町長 木幡 正志	乙57	北海道岩内郡岩内町高台134番地1 岩内町下水道事業 岩内町長 上岡 雄司
乙42	北海道檜山郡江差町字中歌町193番地1 江差町長 照井 誉之介	乙58	北海道古宇郡泊村大字茅沼村字臼別191番地7 泊村長 牧野 浩臣
乙43	北海道檜山郡上ノ国町字大留100番地 上ノ国町長 工藤 昇	乙59	北海道古平郡古平町大字浜町40番地4 古平町長 貞村 英之
乙44	北海道爾志郡乙部町字緑町388番地 乙部町長 寺島 光一郎	乙60	北海道余市郡余市町朝日町26番地 余市町長 嶋 保
乙45	北海道奥尻郡奥尻町字奥尻806番地 奥尻町長 新村 卓実	乙61	北海道余市郡赤井川村字赤井川74番地2 赤井川村長 赤松 宏
乙46	北海道瀬棚郡今金町字今金48番地の1 今金町長 外崎 秀人	乙62	北海道空知郡南幌町栄町3丁目2番1号 南幌町長 三好 富士夫
乙47	北海道久遠郡せたな町北檜山区徳島63番地1 せたな町長 高橋 貞光	乙63	北海道空知郡奈井江町字奈井江11番地 奈井江町長 北 良治

乙64	北海道空知郡上砂川町字上砂川町40番地10 上砂川町長 奥山 光一	乙80	北海道空知郡南富良野町字幾寅 南富良野町長 池部 彰
乙65	北海道夕張郡長沼町中央北1丁目1番1号 長沼町長 戸川 雅光	乙81	北海道勇払郡占冠村字中央 占冠村長 田中 正治
乙66	北海道夕張郡栗山町松風3丁目252番地 栗山町下水道事業 栗山町長 椿原 紀昭	乙82	北海道上川郡和寒町字西町120番地 和寒町長 奥山 盛
乙67	北海道浦臼町字ウラウスナイ183番地の15 浦臼町長 斉藤 純雄	乙83	北海道上川郡剣淵町仲町37番1号 剣淵町長 早坂 純夫
乙68	北海道樺戸郡新十津川町字中央301番地1 新十津川町長 熊田 義信	乙84	北海道上川郡下川町幸町63番地 下川町長 谷 一之
乙69	北海道雨竜郡沼田町南1条3丁目6番53号 沼田町長 金平 嘉則	乙85	北海道中川郡美深町字西町18番地 美深町長 山口 信夫
乙70	北海道上川郡鷹栖町南1条3丁目5番1号 鷹栖町長 谷 寿男	乙86	北海道増毛郡増毛町弁天町3丁目61番地 増毛町長 堀 雅志
乙71	北海道上川郡東神楽町南1条西1丁目3番2号 東神楽町長 山本 進	乙87	北海道留萌郡小平町字小平町216番地 小平町長 関 次雄
乙72	北海道上川郡当麻町3条東2丁目11番1号 当麻町長 菊川 健一	乙88	北海道苫前郡苫前町字旭37番地の1 苫前町下水道事業管理者 苫前町長 森 利男
乙73	北海道上川郡比布町北町1丁目2番1号 比布町長 村中 一徳	乙89	北海道苫前郡羽幌町南町1番地の1 羽幌町長 駒井 久晃
乙74	北海道上川郡愛別町字本町179番地 愛別町長 前佛 秀幸	乙90	北海道天塩郡遠別町字本町3丁目37番地 遠別町長 笹川 洸志
乙75	北海道上川郡上川町180番地 上川町長 佐藤 芳治	乙91	北海道天塩郡天塩町新栄通8丁目1466番地の113 天塩町長 浅田 弘隆
乙76	北海道上川郡東川町東町1丁目16番1号 東川町長 松岡 市郎	乙92	北海道枝幸郡浜頓別町中央南1番地 浜頓別町長 菅原 信男
乙77	北海道上川郡美瑛町本町4丁目6番1号 美瑛町長 浜田 哲	乙93	北海道枝幸郡中頓別町字中頓別172番地6 中頓別町長 小林 生吉
乙78	北海道空知郡上富良野町大町2丁目2番11号 上富良野町長 向山 富夫	乙94	北海道枝幸郡枝幸町本町432番地1 江差町長 村上 守継
乙79	北海道空知郡中富良野町本町9番1号 中富良野町長 木佐 剛三	乙95	北海道天塩郡豊富町大通り6丁目 豊富町下水道事業者 豊富町長 工藤 栄光

- 乙96 北海道礼文町  
礼文町長 小野 徹
- 乙97 北海道利尻郡利尻町沓形字緑町14番地1  
利尻町長 保野 洋一
- 乙98 北海道利尻郡利尻富士町鷺泊字富士野6番地  
利尻富士町長 田村 祥三
- 乙99 北海道天塩郡幌延町宮園町1番地  
幌延町長 野々村 仁
- 乙100 北海道網走郡美幌町東2条北2丁目25番地  
美幌町長 土谷 耕治
- 乙101 北海道網走郡津別町字幸町41番地  
津別町長 佐藤 多一
- 乙102 北海道斜里郡斜里町本町12番地  
斜里町長 馬場 隆
- 乙103 北海道常呂郡置戸町字置戸181番地  
置戸町長 井上 久男
- 乙104 北海道常呂郡佐呂間町字永代3番地1  
佐呂間町長 川根 章夫
- 乙105 北海道紋別郡遠軽町1条通北3丁目1番地1  
遠軽町長 佐々木 修一
- 乙106 北海道紋別郡湧別町上湧別屯田市街地318番地  
湧別町長 石田 昭廣
- 乙107 北海道紋別郡滝上町字滝ノ上市街地4条通2丁目1番地  
滝上町長 長屋 栄一
- 乙108 北海道紋別郡興部町字興部710番地  
興部町長 碓 一寿
- 乙109 北海道紋別郡西興部村字西興部100番地  
西興部村長 菊池 博
- 乙110 北海道紋別郡雄武町字雄武700番地  
雄武町長 中川原 秀樹
- 乙111 北海道網走郡大空町女満別西3条4丁目1番1号  
大空町長 山下 英二
- 乙112 北海道虻田郡豊浦町字船見町10番地  
豊浦町長 村井 洋一
- 乙113 北海道白老郡白老町大町1丁目1番1号  
白老公共下水道管理者 白老町長 戸田 安彦
- 乙114 北海道勇払郡厚真町京町120番地  
厚真町長 宮坂 尚市朗
- 乙115 北海道虻田郡洞爺湖町栄町58番地  
洞爺湖町長 真屋 敏春
- 乙116 北海道勇払郡安平町早来大町95番地  
安平町長 瀧 孝
- 乙117 北海道勇払郡むかわ町美幸2丁目88番地  
むかわ町長 竹中 喜之
- 乙118 北海道沙流郡日高門別本町210番地の1  
日高町長 三輪 茂
- 乙119 北海道新冠郡新冠町字北星町3番地の2  
新冠町長 鳴海 修司
- 乙120 北海道浦河郡浦河町築地1丁目3番1号  
浦河町長 池田 拓
- 乙121 北海道様似郡様似町大通1丁目21番地  
様似町長 坂下 一幸
- 乙122 北海道幌泉郡えりも町字本町206番地  
幌泉郡えりも町長 大西 正紀
- 乙123 北海道日高郡新ひだか町静内御幸町3丁目2番50号  
新ひだか町長 酒井 芳秀
- 乙124 北海道河東郡音更町元町2番地  
音更町長 小野 信次
- 乙125 北海道河東郡士幌町字士幌225番地  
士幌町 小林 康雄
- 乙126 北海道河東郡上士幌町字上士幌東3線238番地  
上士幌町長 竹中 貢
- 乙127 北海道河東郡鹿追町東町1丁目15番地1  
鹿追町長 吉田 弘志

乙128 北海道上川郡新得町3条南4丁目26番地  
新得町長 浜田 正利

乙129 北海道上川郡清水町南4条2丁目2番地  
清水町長 阿部 一男

乙130 北海道河西郡芽室町東2条2丁目14番地  
芽室町長 宮西 義憲

乙131 北海道河西郡中札内村大通南2丁目3番地  
中札内村下水道事業管理者 森田 匡彦

乙132 北海道河西郡更別村字更別南1線93番地  
更別村長 西山 猛

乙133 北海道広尾郡大樹町東本通33番地  
大樹町長 酒森 正人

乙134 北海道広尾郡広尾町西4条7丁目1番地1  
広尾町長 村瀬 優

乙135 北海道中川郡幕別町本町130番地1  
幕別町長 飯田 晴義

乙136 北海道池田町字西1条7丁目  
池田町長 勝井 勝丸

乙137 北海道中川郡豊頃町茂岩本町125番地  
豊頃町長 宮口 孝

乙138 北海道中川郡本別町北2丁目4番地1  
本別町長 高橋 正夫

乙139 北海道足寄郡足寄町北1条4丁目48番地1  
足寄町長 安久津 勝彦

乙140 北海道足寄郡陸別町字陸別東1条3丁目1番地  
陸別町長 野尻 秀隆

乙141 北海道十勝郡浦幌町字桜町15番地6  
浦幌町長 水澤 一廣

乙142 北海道釧路郡釧路町別保1丁目1番地  
釧路町長 佐藤 広高

乙143 北海道厚岸郡厚岸町真栄3丁目1番地  
厚岸町長 若狭 靖

乙144 北海道厚岸郡浜中町霧多布東4条1丁目35番地1  
浜中町長 松本 博

乙145 北海道川上郡標茶町川上4丁目2番地  
標茶町長 池田 裕二

乙146 北海道川上郡弟子屈町中央2丁目3番1号  
弟子屈町長 徳永 哲雄

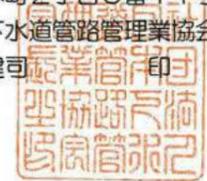
乙147 北海道白糠郡白糠町西1条南1丁目1番地1  
白糠町公共下水道管理者 白糠町長 棚野 孝夫

乙148 北海道野付郡別海町別海常磐町280番地  
別海町長 曾根 興三

乙149 北海道標津郡中標津町丸山2丁目22番地  
中標津町長 西村 穰

乙150 北海道標津郡標津町北2条西1丁目1番3号  
標津町長 金澤 瑛

丙 東京都千代田区岩本町2丁目5番1-1号  
公益社団法人日本下水道管路管理業協会  
会長 長谷川 健司



## 災害時における下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定実施細目

（趣旨等）

第1 この実施細目は、災害時における下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定（以下「協定」という。）第13条の第1項の規定に基づき、協定の実施に必要な事項を定めるものとする。

2 協定に基づく復旧支援の円滑な執行を確保するため、丙から発行されている下水道管路施設災害復旧支援マニュアル（以下「復旧支援マニュアル」という。）を参考とするものとする。

（定義）

第2 この協定において、災害とは、地震、津波、豪雨、洪水、その他異常な自然現象によるものとする。

（復旧支援の対象施設）

第3 協定による復旧支援は、北海道内の下水道管路施設の復旧支援を主とする。なお、乙の行政区域内の集落排水施設等下水道類似施設の管路施設等が被災し、乙から丙に復旧支援の要請があった場合は、協定を準用することができるものとする。

（復旧支援の内容）

第4 丙が協定により主として携わる復旧支援の内容は、次のとおりとする。ただし、被災自治体から他業務についても支援要請を受けた場合は、両者協議の上、実施するものとする。（復旧支援マニュアル参照）

（1）緊急調査：地上から下水道施設の被災状況を把握し、大きな機能支障や二次災害の原因となる被害を発見するために行う調査。

（2）緊急措置：大きな二次災害につながる危険性が認められる被害箇所に対し、道路利用者、周辺住民及び周辺施設の安全確保を図るため緊急に行う措置。

（3）応急復旧工事：緊急調査又は一次調査の結果により構造的な被害の程度、機能的な被害の程度、周辺施設に与える影響の程度に応じ、本復旧が完了するまでの短期間に、災害査定を待たずに、被災した下水道施設の暫定機能を確保するために行う応急工事。

（4）一次調査：本復旧の必要性を判断し、対応方針を決定するための情報収集を目的として行う調査。

（5）二次調査：本復旧工事が必要な箇所及びその施工法等の判断、災害査定資料の作成を目的とし、流下能力や異常原因の構造的障害の程度を詳細に把握するために行う調査。

2 復旧支援による調査結果は災害査定の際の判断資料となることから、手戻り作業等が生じないよう、丙は甲又は乙の指示に従うものとする。特に、甲又は乙から他の事業者等が、当該調査に関連する別途業務を受託している場合は、報告書の作成に際し調整が必要になることに留意するものとする。

（甲の事務局を介して行う復旧支援の要請）

第5 甲又は乙は、第2に規定する災害発生時において、協定第2条に規定する復旧支援の実施が必要と判断した場合は、協定第2条及び第10条の規定により、甲又は乙の復旧支援要請窓口（甲の事務局）である北海道建設部まちづくり局都市環境課公園下水道担当課長（以下「公園下水道担当課長」）に対し、災害の状況、支援活動日時、支援場所及び必要とする支援活動内容等を明示した文書（様式第1）により要請することができるものとする。

2 前項の規定に基づき甲又は乙から要請を受けた公園下水道担当課長は、丙の窓口（丙の事務局）である公益社団法人日本下水道管路管理業協会北海道支部会長（以下「支部会長」という。）に対し、文書（様式第2）により速やかに復旧支援を要請するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、緊急時等で書面により難しい場合は、電話等による復旧支援要請をすることができるものとし、この場合は事後において速やかに文書（様式第2）を提出するものとする。

（乙が自ら行う復旧支援の要請）

第6 乙は、第2に規定する災害発生時において、協定第2条に規定する復旧支援の実施を甲の事務局への要請なしに必要なと判断した場合は、協定第2条及び第10条の規定により、自ら支部会長に対し、災害の状況、支援活動日時、支援場所及び必要とする支援活動内容等を明示した文書（様式第3）を提出

するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、緊急時等で書面により難しい場合は、電話等による復旧支援要請をすることができるものとし、この場合は事後において速やかに文書（様式第3）を提出するものとする。

3 乙が前項の規定により要請したときは、公園下水道担当課長に対し、要請の内容を文書（様式第4）により報告するものとする。

（復旧支援に要する費用）

第7 甲又は乙は、第5の1項の規定に基づく復旧支援の業務を丙に要請したときは、支援内容を協議のうえ、遅滞なく丙と委託契約を締結するものとする。

2 費用の価格決定にあたっては、丙の具体的履行内容の確定後、積算根拠となる業務内訳書を甲又は乙に提出し、甲又は乙と協議して定める。業務終了後、丙は業務委託契約書に基づく費用を甲又は乙に請求するものとする。甲又は乙は丙の請求に応じて、所定の手続きにより費用を支払う。

（労災及び損害補償など）

第8 丙が実施する復旧支援活動において、丙の協会会員及びその従業員に負傷、疾病又は死亡等が発生した場合は、丙の協会員の労災保険より補償するものとする。

2 丙が実施する復旧支援活動において、甲、乙及び丙の責に帰さない理由により、第三者に損害を与えた場合、又は丙に損害が生じた場合は、丙は、その事実の発生後速やかに、その状況を書面により甲又は乙に報告しなければならない。その措置について、甲又は乙及び丙は協議して定めるものとする。

3 丙が実施した復旧支援活動において、瑕疵があった場合、甲又は乙は丙に修補を命ずることができる。

4 前項の請求は甲又は乙と丙が締結した委託契約における契約約款等の瑕疵担保条項に基づくものとし、瑕疵担保条項によらない場合は、甲又は乙及び丙が協議して定めるものとする。

5 復旧支援活動先で宿泊が必要な場合は、原則として、丙が自ら宿泊先を確保するものとする。

（復旧支援の終了報告）

第9 協定第5条第1項の規定による丙の復旧支援終了報告は、次に掲げる事項を明らかにした書面により行うものとする。

（1）出勤場所及び出勤時間

（2）出勤人員

（3）使用した資機材

（4）その他必要な事項

（連絡窓口）

第10 この実施細目に基づく業務に関する連絡窓口は、別表のとおりとする。

（附則）

この実施細目は、平成30年3月23日から施行する。

様式第1 (実施細目第5関係)

第 号  
平成 年 月 日

北海道建設部まちづくり局都市環境課  
公園下水道担当課長  
(復旧支援協力に係る甲の事務局)

市町村長名 又は 下水道管理者名 印  
(乙の番号)

復旧支援協力要請書

「災害時における下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定細目」第5の規定に基づき、次のとおり要請します。

1 災害の状況 (緊急の場合は概要を記載)

[Empty box for disaster status]

2 支援活動日時 (緊急の場合は想定内容を記載)

[Empty box for support activity date and time]

3 支援活動場所 (緊急の場合は概要を記載)

[Empty box for support activity location]

4 支援活動内容

[Empty box for support activity content]

5 要請担当者及び連絡先

所属：  
氏名：  
固定電話：  
携帯電話：  
FAX：  
E-mail 公用：  
E-mail 携帯：

6 その他

[Empty box for other information]

様式第2 (実施細目第5関係)

都環 第 号  
平成 年 月 日

(公社) 日本下水道管路管理業協会  
北海道支部 支部長 様  
(復旧支援協力に係る丙の事務局)

北海道建設部まちづくり局都市環境課  
公園下水道担当課長 印  
(復旧支援協力に係る甲の事務局)

復旧支援協力要請書

「災害時における下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定細目」第5の規定に基づき、次のとおり要請します。

1 復旧支援協力要請自治体

自治体名	災害の状況	支援活動日時	支援活動場所	支援活動内容	要請担当者及び連絡先

※複数の自治体からの要請について、本様式を同時に使用できるものとする。

※本表は、復旧支援要請自治体数及び要請内容によって適宜変更することができる。

2 その他

甲の事務局の担当者

所属：  
氏名：  
固定電話：  
携帯電話：  
FAX：  
E-mail 公用：  
E-mail 携帯：

様式第3 (実施細目第6関係)

第 号  
平成 年 月 日

(公社) 日本下水道管路管理業協会  
北海道支部 支部長 様  
(復旧支援協力に係る丙の事務局)

市町村長名 又は 下水道管理者名 印  
(乙の番号)

復旧支援協力要請書

「災害時における下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定細目」第6の規定に基づき、次のとおり要請します。

1 災害の状況 (緊急の場合は概要を記載)

2 支援活動日時 (緊急の場合は想定内容を記載)

3 支援活動場所 (緊急の場合は概要を記載)

4 支援活動内容

5 要請担当者及び連絡先

所属 :
氏名 :
固定電話 :
携帯電話 :
FAX :
E-mail 公用 :
E-mail 携帯 :

6 その他

様式第4 (実施細目第6関係)

第 号  
平成 年 月 日

北海道建設部まちづくり局都市環境課  
公園下水道担当課長  
(復旧支援協力に係る甲の事務局)

市町村長名 又は 下水道管理者名 印  
(乙の番号)

復旧支援協力の要請報告書

「災害時における下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定細目」第6の規定に基づき、次のとおり丙の事務局へ支援要請したことを報告します。

1 災害の状況 (緊急の場合は概要を記載)

2 支援活動日時 (緊急の場合は想定内容を記載)

3 支援活動場所 (緊急の場合は概要を記載)

4 支援活動内容

5 要請担当者及び連絡先

所属 :
氏名 :
固定電話 :
携帯電話 :
FAX :
E-mail 公用 :
E-mail 携帯 :

6 その他

## 災害時における下水道施設の技術支援協力に関する協定

北海道（以下「甲」という。）及び市町村（乙1から乙150まで）（以下、乙1から乙150までを総称して「乙」という。）と一般社団法人全国上下水道コンサルタント協会北海道支部（以下「丙」という。）は、甲及び乙の所管する下水道施設（以下「下水道施設」という。）が地震等の災害により被災した場合又は被災すると明らかに予見された場合（以下「災害時」という。）における丙の技術支援協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における丙の技術支援協力に関する基本的事項を定め、被害の拡大防止と被災した下水道施設の早期復旧を行うことを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において、災害とは、地震、津波、豪雨、洪水、その他異常な自然現象によるものとする。

（技術支援協力の範囲）

第3条 丙の技術支援協力の範囲は、災害時における被害状況の調査、応急復旧方法の検討、災害査定資料の作成など甲又は乙が要請する業務とする。

（技術支援協力の要請）

第4条 甲及び乙の丙に対する技術支援協力の要請は、第10条に規定する甲の事務局が、甲及び乙の支援協力要請をとりまとめたうえで、協力内容を明らかにした書面により、第10条に規定する丙の事務局を通じて行うものとする。ただし、緊急時等でこれによりがたいときは、甲及び乙自らが丙の事務局へ要請することが出来る。

2 丙は、甲又は乙から要請があった場合は、速やかに丙を構成する会員の中から、支援可能な会員（以下「支援協力者」という。）及び支援協力者のうち事務局となる会員（以下「事務局員」という。）を書面により甲又は乙に通知する。

3 甲及び乙は、丙から通知を受けた後、事務局員と技術支援に関する協議を行い、支援協力者の中から業務を実施する会員（以下「業務実施者」という。）に対し、甲及び乙は書面により技術支援協力を要請する。

（費用）

第5条 甲又は乙は、業務実施者と業務内容を協議し、速やかに業務委託契約を締結する。

2 技術支援協力に係る費用は、支援を受けた甲又は乙の個々による負担とし、それぞれが個々に業務実施者と協議するものとする。

3 業務実施者は、支援業務終了後、業務委託契約書に基づく費用を甲又は乙に請求するものとする。甲又は乙は業務実施者の請求に応じて、所定の手続きにより費用を支払う。

（業務の実施）

第6条 業務実施者は、委託契約を締結した業務を速やかに遂行しなければならない。

2 甲又は乙と丙及び業務実施者の三者による協議により、業務実施者を変更することができる。

3 大規模災害等において、丙が人員等を調達するのに相当の時間を要すると認められる場合、技術支援協力

の実施は甲、乙及び丙にて協議の上で決定する。

（報告）

第7条 業務実施者は、技術支援協力が終了したときは、速やかに甲又は乙に書面をもって報告する。

（広域の被災）

第8条 丙及び業務実施者は、公益社団法人日本下水道協会が制定した「下水道事業における災害時支援に関するルール」に基づく下水道対策本部が設置された場合には、当該下水道対策本部に関わる支援活動も併せて行う。

（労災及び損害補償など）

第9条 支援業務において、労務災害等が発生した場合は、業務実施者の労災保険を適用するものとする。

2 技術支援協力の実施に伴い、甲、乙及び業務実施者の責に帰さない理由により、第三者に損害を及ぼした場合、又は業務実施者等に損害が生じた場合は、業務実施者は、その事実の発生後速やかに、その状況を書面により甲又は乙に報告しなければならない。その措置について、甲又は乙及び業務実施者は協議して定めるものとする。

3 業務実施者が行った技術支援協力において、瑕疵があった場合、甲又は乙は、業務実施者に修補等を請求することができる。

4 前項の請求は甲又は乙と業務実施者が締結した委託契約における契約約款等の瑕疵担保条項に基づくものとし、瑕疵担保条項によらない場合は、甲又は乙及び業務実施者が協議して定めるものとする。

（事務局及び連絡体制）

第10条 甲及び丙の技術支援に係る事務局及び連絡体制は、次のとおりとする。

（1）甲の事務局は、北海道建設部まちづくり局都市環境課とする。

（2）丙の事務局は、一般社団法人全国上下水道コンサルタント協会北海道支部とする。

（3）その他の連絡先については、別表に掲げるとおりとする。

（4）連絡先に変更があった場合は、速やかに甲の事務局に連絡し、甲の事務局は別表を変更し、甲、乙及び丙に伝えること。

（情報の保護）

第11条 甲、乙及び丙は、この協定による活動を行うため、個人情報及び行政情報を取り扱う場合は、その情報の保護に努めなければならない。

（合同訓練）

第12条 甲、乙及び丙については、必要に応じ、情報伝達訓練等の合同訓練を行うものとする。

2 前項の合同訓練の時期および内容は、甲、乙及び丙の協議により定める。

（協定の期間）

第13条 この協定は、協定の締結の日からその効力を有するものとし、甲、乙及び丙から書面による協定終了の意思表示がない限り、その効力を継続するものとする。

(補則)

第14条 この協定に定めのない事項や各条項に疑義が生じたときは、甲、乙及び丙による協議のうえ定める。

2 甲、乙及び丙がこの協定に違反した場合においては、甲、乙及び丙は、違反した相手方への書面による通告をもってこの協定を廃止することができる。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び丙がそれぞれ記名押印のうえ、各自その1通を保有する。また、乙は、甲及び丙に提出する同意書をもって本協定の締結を証する。

平成30年 3月23日

甲 札幌市中央区北3条西6丁目  
北海道知事 高橋 はるみ



乙1 北海道函館市末広町5番14号  
函館市下水道事業管理者 川越 英雄

乙2 北海道小樽市花園2丁目11番15号  
小樽市公営企業管理者 水道局長 浅沼 敦

乙3 北海道旭川市上常磐町1丁目  
旭川市水道事業管理者 木口 信正

乙4 北海道室蘭市寿町1丁目11番16号  
室蘭市公営企業管理者 塩越 順一

乙5 北海道釧路市南大通2丁目1番121号  
釧路市公営企業管理者 土屋 敬視

乙6 北海道帯広市西5条南7丁目1番地  
帯広市公営企業管理者 阿部 信一

乙7 北海道北見市桜町2丁目9番地1  
北見市公営企業管理者 小林 敬里

乙8 北海道夕張市本町4丁目2番地  
夕張市長 鈴木 直道

乙9 北海道岩見沢市鳩が丘1丁目1番1号  
岩見沢市長 松野 哲

乙10 北海道網走市南6条東4丁目  
網走市長 水谷 洋一

乙11 北海道留萌市幸町1丁目11番地  
留萌市長 中西 俊司

乙12 北海道苫小牧市旭町4丁目5番6号  
苫小牧市下水道事業 苫小牧市長 岩倉 博文

乙13 北海道稚内市中央3丁目13番15号  
稚内市長 工藤 広

乙14 北海道美幌市西3条南1丁目1番1号  
美幌市長 高橋 幹夫

乙15 北海道芦別市北1条東1丁目3番地  
芦別市長 萩原 貢

乙16 北海道江別市萩ヶ岡1番地4  
江別市水道事業管理者 佐藤 哲司

乙17 北海道赤平市泉町4丁目1番地  
赤平市長 菊島 好孝

乙18 北海道紋別市幸町2丁目1番18号  
紋別市下水道事業 紋別市長 宮川 良一

乙19 北海道士別市東6条4丁目1番地  
士別市長 牧野 勇司

乙20 北海道名寄市大通南1丁目1番地  
名寄市長 加藤 剛士

乙21 北海道三笠市幸町2番地  
三笠市長 西城 賢策

乙22 北海道根室市常盤町2丁目27番地  
根室市下水道事業 根室市長 長谷川 俊輔

乙23 北海道千歳市東雲町2丁目34番地  
千歳市公営企業管理者 牧野 敏彦

- |     |  |     |                                      |
|-----|--|-----|--------------------------------------|
| 乙24 | 北海道滝川市大町1丁目2番15号<br>滝川市長 前田 康吉             | 乙38 | 北海道亀田郡七飯町本町6丁目1番1号<br>七飯町長 中宮 安一     |
| 乙25 | 北海道砂川市西6条北3丁目1番地<br>砂川市公共下水道管理者 砂川市長 善岡 雅文 | 乙39 | 北海道茅部郡森町御幸町144番地1<br>森町水道事業管理者 梶谷 恵造 |
| 乙26 | 北海道歌志内市字本町5番地<br>歌志内市長 村上 隆興               | 乙40 | 北海道二世郡八雲町住初町138番地<br>八雲町長 岩村 克詔      |
| 乙27 | 北海道深川市2条17番17号<br>深川市長 山下 貴史               | 乙41 | 北海道山越郡長万部町字長万部453番地1<br>長万部町長 木幡 正志  |
| 乙28 | 北海道富良野市弥生町1番1号<br>富良野市長 能登 芳昭              | 乙42 | 北海道檜山郡江差町字中歌町193番地1<br>江差町長 照井 誉之介   |
| 乙29 | 北海道登別市中央町6丁目11番地<br>登別市長 小笠原 春一            | 乙43 | 北海道檜山郡上ノ国町字大留100番地<br>上ノ国町長 工藤 昇     |
| 乙30 | 北海道恵庭市京町1番地<br>恵庭市公営企業 恵庭市長 原田 裕           | 乙44 | 北海道爾志郡乙部町字緑町388番地<br>乙部町長 寺島 光一郎     |
| 乙31 | 北海道伊達市鹿島町20番地1<br>伊達市長 菊谷 秀吉               | 乙45 | 北海道奥尻郡奥尻町字奥尻806番地<br>奥尻町長 新村 卓実      |
| 乙32 | 北海道北広島市中央4丁目2番地1<br>北広島市長 上野 正三            | 乙46 | 北海道瀬棚郡今金町字今金48番地の1<br>今金町長 外崎 秀人     |
| 乙33 | 北海道石狩市花川北6条1丁目30番地2<br>石狩市長 田岡 克介          | 乙47 | 北海道久遠郡せたな町北檜山区徳島63番地1<br>せたな町長 高橋 貞光 |
| 乙34 | 北海道北斗市中央1丁目3番10号<br>北斗市長 池田 達雄             | 乙48 | 北海道寿都郡寿都町字渡島町140番地1<br>寿都町長 片岡 春雄    |
| 乙35 | 北海道石狩郡当別町白樺町58番地9<br>当別町長 宮司 正毅            | 乙49 | 北海道寿都郡黒松内町字黒松内302番地1<br>黒松内町長 鎌田 満   |
| 乙36 | 北海道上磯郡知内町字重内21番1号<br>知内町長 大野 幸孝            | 乙50 | 北海道虻田郡二セコ町字富士見47番地<br>二セコ町長 片山 健也    |
| 乙37 | 北海道上磯郡木古内町字本町218番地<br>木古内町長 大森 伊佐緒         | 乙51 | 北海道虻田郡真狩村字真狩118番地<br>真狩村長 佐々木 和見     |

- |     |  |     |  |
|-----|--|-----|--|
| 乙52 | 北海道虻田郡留寿都村字留寿都175番地<br>留寿都村長 場谷 常八       | 乙66 | 北海道夕張郡栗山町松風3丁目252番地<br>栗山町下水道事業 栗山町長 椿原 紀昭 |
| 乙53 | 北海道虻田郡喜茂別町字喜茂別123番地<br>喜茂別町長 菅原 章嗣       | 乙67 | 北海道浦臼町字ウラウスナイ183番地の15<br>浦臼町長 斉藤 純雄        |
| 乙54 | 北海道虻田郡京極町字京極527番地<br>京極町下水道事業管理者 山崎 一雄   | 乙68 | 北海道樺戸郡新十津川町字中央301番地1<br>新十津川町長 熊田 義信       |
| 乙55 | 北海道虻田郡倶知安町北1条東3丁目3番地<br>倶知安町長 西江 栄二      | 乙69 | 北海道雨竜郡沼田町南1条3丁目6番53号<br>沼田町長 金平 嘉則         |
| 乙56 | 北海道共和町南幌似38番地の2<br>共和町長 山本 栄二            | 乙70 | 北海道上川郡鷹栖町南1条3丁目5番1号<br>鷹栖町長 谷 寿男           |
| 乙57 | 北海道岩内郡岩内町高台134番地1<br>岩内町下水道事業 岩内町長 上岡 雄司 | 乙71 | 北海道上川郡東神楽町南1条西1丁目3番2号<br>東神楽町長 山本 進        |
| 乙58 | 北海道古宇郡泊村大字茅沼村字臼別191番地7<br>泊村長 牧野 浩臣      | 乙72 | 北海道上川郡当麻町3条東2丁目11番1号<br>当麻町長 菊川 健一         |
| 乙59 | 北海道古平郡古平町大字浜町40番地4<br>古平町長 貞村 英之         | 乙73 | 北海道上川郡比布町北町1丁目2番1号<br>比布町長 村中 一徳           |
| 乙60 | 北海道余市郡余市町朝日町26番地<br>余市町長 嶋 保             | 乙74 | 北海道上川郡愛別町字本町179番地<br>愛別町長 前佛 秀幸            |
| 乙61 | 北海道余市郡赤井川村字赤井川74番地2<br>赤井川村長 赤松 宏        | 乙75 | 北海道上川郡上川町180番地<br>上川町長 佐藤 芳治               |
| 乙62 | 北海道空知郡南幌町栄町3丁目2番1号<br>南幌町長 三好 富士夫        | 乙76 | 北海道上川郡東川町東町1丁目16番1号<br>東川町長 松岡 市郎          |
| 乙63 | 北海道空知郡奈井江町字奈井江11番地<br>奈井江町長 北 良治         | 乙77 | 北海道上川郡美瑛町本町4丁目6番1号<br>美瑛町長 浜田 哲            |
| 乙64 | 北海道空知郡上砂川町字上砂川町40番地10<br>上砂川町長 奥山 光一     | 乙78 | 北海道空知郡上富良野町大町2丁目2番11号<br>上富良野町長 向山 富夫      |
| 乙65 | 北海道夕張郡長沼町中央北1丁目1番1号<br>長沼町長 戸川 雅光        | 乙79 | 北海道空知郡中富良野町本町9番1号<br>中富良野町長 木佐 剛三          |

- 乙80 北海道空知郡南富良野町字幾寅  
南富良野町長 池部 彰
- 乙81 北海道勇払郡占冠村字中央  
占冠村長 田中 正治
- 乙82 北海道上川郡和寒町字西町120番地  
和寒町長 奥山 盛
- 乙83 北海道上川郡剣淵町仲町37番1号  
剣淵町長 早坂 純夫
- 乙84 北海道上川郡下川町幸町63番地  
下川町長 谷 一之
- 乙85 北海道中川郡美深町字西町18番地  
美深町長 山口 信夫
- 乙86 北海道増毛郡増毛町弁天町3丁目61番地  
増毛町長 堀 雅志
- 乙87 北海道留萌郡小平町字小平町216番地  
小平町長 関 次雄
- 乙88 北海道苫前郡苫前町字旭37番地の1  
苫前町下水道事業管理者 苫前町長 森 利男
- 乙89 北海道苫前郡羽幌町南町1番地の1  
羽幌町長 駒井 久晃
- 乙90 北海道天塩郡遠別町字本町3丁目37番地  
遠別町長 笹川 洸志
- 乙91 北海道天塩郡天塩町新栄通8丁目1466番地の113  
天塩町長 浅田 弘隆
- 乙92 北海道枝幸郡浜頓別町中央南1番地  
浜頓別町長 菅原 信男
- 乙93 北海道枝幸郡中頓別町字中頓別172番地6  
中頓別町長 小林 生吉
- 乙94 北海道枝幸郡枝幸町本町432番地1  
江差町長 村上 守継
- 乙95 北海道天塩郡豊富町大通り6丁目  
豊富町下水道事業者 豊富町長 工藤 栄光
- 乙96 北海道礼文町  
礼文町長 小野 徹
- 乙97 北海道利尻郡利尻町沓形字緑町14番地1  
利尻町長 保野 洋一
- 乙98 北海道利尻郡利尻富士町鷺泊字富士野6番地  
利尻富士町長 田村 祥三
- 乙99 北海道天塩郡幌延町宮園町1番地  
幌延町長 野々村 仁
- 乙100 北海道網走郡美幌町東2条北2丁目25番地  
美幌町長 土谷 耕治
- 乙101 北海道網走郡津別町字幸町41番地  
津別町長 佐藤 多一
- 乙102 北海道斜里郡斜里町本町12番地  
斜里町長 馬場 隆
- 乙103 北海道常呂郡置戸町字置戸181番地  
置戸町長 井上 久男
- 乙104 北海道常呂郡佐呂間町字永代3番地1  
佐呂間町長 川根 章夫
- 乙105 北海道紋別郡遠軽町1条通北3丁目1番地1  
遠軽町長 佐々木 修一
- 乙106 北海道紋別郡湧別町上湧別屯田市街地318番地  
湧別町長 石田 昭廣
- 乙107 北海道紋別郡滝上町字滝ノ上市街地4条通2丁目1番地  
滝上町長 長屋 栄一

- 乙108 北海道紋別郡興部町字興部710番地  
興部町長 碓 一寿
- 乙109 北海道紋別郡西興部村字西興部100番地  
西興部村長 菊池 博
- 乙110 北海道紋別郡雄武町字雄武700番地  
雄武町長 中川原 秀樹
- 乙111 北海道網走郡大空町女満別西3条4丁目1番1号  
大空町長 山下 英二
- 乙112 北海道虻田郡豊浦町字船見町10番地  
豊浦町長 村井 洋一
- 乙113 北海道白老郡白老町大町1丁目1番1号  
白老公共下水道管理者 白老町長 戸田 安彦
- 乙114 北海道勇払郡厚真町京町120番地  
厚真町長 宮坂 尚市朗
- 乙115 北海道虻田郡洞爺湖町栄町58番地  
洞爺湖町長 真屋 敏春
- 乙116 北海道勇払郡安平町早来大町95番地  
安平町長 瀧 孝
- 乙117 北海道勇払郡むかわ町美幸2丁目88番地  
むかわ町長 竹中 喜之
- 乙118 北海道沙流郡日高門別本町210番地の1  
日高町長 三輪 茂
- 乙119 北海道新冠郡新冠町字北星町3番地の2  
新冠町長 鳴海 修司
- 乙120 北海道浦河郡浦河町築地1丁目3番1号  
浦河町長 池田 拓
- 乙121 北海道様似郡様似町大通1丁目21番地  
様似町長 坂下 一幸
- 乙122 北海道幌泉郡えりも町字本町206番地  
幌泉郡えりも町長 大西 正紀
- 乙123 北海道日高郡新ひだか町静内御幸町3丁目2番50号  
新ひだか町長 酒井 芳秀
- 乙124 北海道河東郡音更町元町2番地  
音更町長 小野 信次
- 乙125 北海道河東郡士幌町字士幌225番地  
士幌町 小林 康雄
- 乙126 北海道河東郡上士幌町字上士幌東3線238番地  
上士幌町長 竹中 貢
- 乙127 北海道河東郡鹿追町東町1丁目15番地1  
鹿追町長 吉田 弘志
- 乙128 北海道上川郡新得町3条南4丁目26番地  
新得町長 浜田 正利
- 乙129 北海道上川郡清水町南4条2丁目2番地  
清水町長 阿部 一男
- 乙130 北海道河西郡芽室町東2条2丁目14番地  
芽室町長 宮西 義憲
- 乙131 北海道河西郡中札内村大通南2丁目3番地  
中札内村下水道事業管理者 森田 匡彦
- 乙132 北海道河西郡更別村字更別南1線93番地  
更別村長 西山 猛
- 乙133 北海道広尾郡大樹町東本通33番地  
大樹町長 酒森 正人
- 乙134 北海道広尾郡広尾町西4条7丁目1番地1  
広尾町長 村瀬 優
- 乙135 北海道上川郡幕別町本町130番地1  
幕別町長 飯田 晴義

- 乙136 北海道池田町字西1条7丁目  
池田町長 勝井 勝丸
- 乙137 北海道中川郡豊頃町茂岩本町125番地  
豊頃町長 宮口 孝
- 乙138 北海道中川郡本別町北2丁目4番地1  
本別町長 高橋 正夫
- 乙139 北海道足寄郡足寄町北1条4丁目48番地1  
足寄町長 安久津 勝彦
- 乙140 北海道足寄郡陸別町字陸別東1条3丁目1番地  
陸別町長 野尻 秀隆
- 乙141 北海道十勝郡浦幌町字桜町15番地6  
浦幌町長 水澤 一廣
- 乙142 北海道釧路郡釧路町別保1丁目1番地  
釧路町長 佐藤 広高
- 乙143 北海道厚岸郡厚岸町真栄3丁目1番地  
厚岸町長 若狭 靖
- 乙144 北海道厚岸郡浜中町霧多布東4条1丁目35番地1  
浜中町長 松本 博
- 乙145 北海道川上郡標茶町川上4丁目2番地  
標茶町長 池田 裕二
- 乙146 北海道川上郡弟子屈町中央2丁目3番1号  
弟子屈町長 徳永 哲雄
- 乙147 北海道白糠郡白糠町西1条南1丁目1番地1  
白糠町公共下水道管理者 白糠町長 棚野 孝夫
- 乙148 北海道野付郡別海町別海常磐町280番地  
別海町長 曾根 興三
- 乙149 北海道標津郡中標津町丸山2丁目22番地  
中標津町長 西村 穰

乙150 北海道標津郡標津町北2条西1丁目1番3号  
標津町長 金澤 瑛

丙 札幌市厚別区厚別中央1条5丁目4番1号  
一般社団法人全国上下水道コンサルタント協会  
北海道支部長 佐藤 謙二



様式第1

第 号  
平成 年 月 日

北海道建設部まちづくり局都市環境課  
公園下水道担当課長  
(技術支援協力に係る甲の事務局)

市町村長名 又は 下水道管理者名 印  
(乙の番号)

下水道技術支援協力要請書

「災害時における下水道施設の技術支援協力に関する協定」第4条の規定に基づき、次のとおり要請します。

1 災害の状況 (緊急の場合は概要を記載)

[Empty box for disaster status]

2 支援活動日時 (緊急の場合は想定内容を記載)

[Empty box for support activity date and time]

3 支援活動場所 (緊急の場合は概要を記載)

[Empty box for support activity location]

4 支援活動内容

[Empty box for support activity content]

5 要請担当者及び連絡先

所属：  
氏名：  
固定電話：  
携帯電話：  
FAX：  
E-mail 公用：  
E-mail 携帯：

6 その他

[Empty box for other information]

様式第2

都環 第 号  
平成 年 月 日

(一社)全国上下水道コンサルタント協会  
北海道支部 支部長 様  
(技術支援協力に係る丙の事務局)

北海道建設部まちづくり局都市環境課  
公園下水道担当課長 印  
(技術支援協力に係る甲の事務局)

下水道技術支援協力要請書

「災害時における下水道管路施設の技術支援協力に関する協定」第4条の規定に基づき、次のとおり要請します。

1 技術支援要請自治体

自治体名	災害の状況	支援活動日時	支援活動場所	支援活動内容	要請担当者及び連絡先

※複数の自治体からの要請について、本様式を同時に使用できるものとする。  
※本表は、技術支援協力要請自治体数及び要請内容によって適宜変更することができる。

2 その他

甲の事務局の担当者

所属：  
氏名：  
固定電話：  
携帯電話：  
FAX：  
E-mail 公用：  
E-mail 携帯：

様式第3

第 号  
平成 年 月 日

北海道建設部まちづくり局都市環境課  
公園下水道担当課長  
(技術支援協力に係る甲の事務局)

(一社) 全国上下水道コンサルタント協会  
北海道支部 支部長 印  
(技術支援協力に係る丙の事務局)

技術支援協力可能企業通知

「災害時における下水道施設の技術支援協力に関する協定」第4条の規定に基づき、次のとおり要請に回答します。

1 技術支援協力可能企業通知

自治体名	企業名	支援活動日時 (予定)	業務担当者 (予定)

自治体名	企業名	支援活動日時 (予定)	業務担当者 (予定)

2 その他

丙の事務局の担当者

所属 :
氏名 :
固定電話 :
携帯電話 :
FAX :
E-mail 公用 :
E-mail 携帯 :

様式第4

都環 第 号  
平成 年 月 日

(一社) 全国上下水道コンサルタント協会  
北海道支部 支部長 様  
(技術支援協力に係る丙の事務局)

北海道建設部まちづくり局都市環境課  
公園下水道担当課長 印  
(技術支援協力に係る甲の事務局)

技術支援協力要請回答書

「災害時における北海道の下水道施設の技術支援協力に関する協定」第4条の規定に基づき、次のとおり通知に回答します。

1 技術支援協力要請自治体

自治体名	支援協力者

第 号  
平成 年 月 日

平成 年 月 日

北海道建設部まちづくり局都市環境課  
公園下水道担当課長  
(技術支援協力に係る甲の事務局)

(一社) 全国上下水道コンサルタント協会  
北海道支部 支部長 印  
(技術支援協力に係る丙の事務局)

下水道技術支援協力報告書

「災害時における下水道施設の技術支援協力に関する協定」第7条の規定に基づき、次のとおり要請に回答します。

時刻	内容	備考
【特記事項】		
■主な仕事		
■主な作業		
■支援活動に関して支出した経費（証明書類を添付のこと。電車・バスについては省略可。）		

施設名			
所在地			
応急対策業務の内容			
応急対策業務に従事した日時及び期間	日時	自	年 月 日 時
		至	年 月 日 時
	期間	日間	
支援協力者			
従事した技術者の人数, 使用した資機材の種類・数量等			
その他必要な事項			

## 災害時における協力体制に関する協定

北海道建設部（以下「甲」という。）と一般社団法人日本砕石協会北海道地方本部（以下「乙」という。）及び一般社団法人日本砂利協会北海道支部（以下「丙」という。）は災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、道民の生命及び財産を守るため、積極的に協力体制を講ずるにあたって、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、災害時において、北海道地域防災計画に基づき、（総合）振興局建設管理部が所管する公共土木施設の災害応急対策等を円滑に進め、災害の拡大防止と被災施設の早期復旧を図ることを目的とする。

### （内容）

第2条 協力内容は、次に掲げるとおりとする。

- （1）情報連絡網の構築・共有
- （2）協力実施体制の構築・共有
- （3）骨材等の取扱状況の報告
- （4）災害応急対策の骨材等の調達に係る業務対応
- （5）その他必要と認める業務対応

### （役割）

第3条 乙及び丙は、災害時において、甲の要請により、地方本部会員及び支部構成員を代表して、第2条に係る調整を行うものとし、甲からの要請窓口は乙及び丙とする。

### （情報連絡網）

第4条 乙及び丙は、第2条第1項第1号に基づき、情報連絡網を整備し、甲と共有するものとする。

### （他の協定等との関係）

第5条 この協定は、乙又は乙の会員並びに丙又は丙の構成員が既に締結している他の相互応援等に関する協定等に基づく応援を妨げるものではない。

### （有効期間）

第6条 この協定の有効期間は、締結の日から平成31年3月31日までの期間とし、3者の申し出が無い限り、毎年度更新するものとする。

### （その他）

第7条 この協定に定めのない事項や疑義が生じた場合については、その都度、甲、乙、丙が協議してこれを定めるものとする。

この協定を証するため、本書3通を作成し、甲、乙、丙署名の上、各自その1通を保有する。

平成31年1月25日

甲 北海道建設部長

岡田 恭一

乙 一般社団法人日本砕石協会  
北海道地方本部長

岡本 繁美

丙 一般社団法人日本砂利協会  
北海道支部長

小澤 由明

## 災害時における協力体制に関する協定

北海道建設部（以下「甲」という。）と一般社団法人プレストレスト・コンクリート建設業協会北海道支部（以下「乙」という。）は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、道民の生命、身体及び財産を守るため、連携協力の実施事項に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、災害時において、北海道地域防災計画に基づき、（総合）振興局建設管理部が所管する公共土木施設（プレストレスト・コンクリート構造物）の被害調査及び災害応急対策等を円滑に進め、災害の拡大防止と被災施設の早期復旧を図ることを目的とする。

### （内容）

第2条 この協定による協力内容は、次に掲げるとおりとする。

- （1）情報連絡網の構築・共有
- （2）協力実施体制の構築・共有
- （3）資機材保有状況の報告
- （4）施設の被害状況の把握に係る業務対応
- （5）応急対策や災害復旧の技術的助言・提案
- （6）その他必要と認める業務対応

### （要請）

第3条 甲は乙の会員である企業等の業務及び建設資機材（以下、「業務等」という。）の協力が必要と認めるときは、乙に乙の会員の出動を要請するものとする。

なお、要請は原則として文書によるが、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後、速やかに文書を送付するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、乙の会員に対し、協力を指示（要請）するものとする。

### （連絡責任者）

第4条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては北海道建設部建設政策局維持管理防災課長、乙においては一般社団法人プレストレスト・コンクリート建設業協会北海道支部事務局長とする。

### （他の協定等との関係）

第5条 この協定は、乙又は乙の会員が既に締結している他の相互応援等に関する協定等に基づく応援を妨げるものではない。

### （有効期限）

第6条 この協定の有効期間は、締結の日から平成32年3月31日までの期間とし、双方の申し出が無い限り、毎年度更新するものとする。

### （その他）

第7条 この協定に定めのない事項や疑義が生じた場合については、その都度、甲、乙が協議してこれを定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙署名の上、各自その1通を保有する。

平成31年3月26日

甲 北海道建設部長

乙 一般社団法人  
プレストレスト・コンクリート建設業協会

北海道支部長

岡田 恭一

鈴木 洋一

## 公共土木施設災害復旧事業支援に関する協定書

北海道建設部長（以下「甲」という。）と一般財団法人北海道建設技術センター理事長（以下「乙」という。）は、公共土木施設災害復旧事業の支援に関して、次のとおり協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 この協定は、降雨、地震等による災害の被災地において、乙が公共土木施設災害復旧事業の支援を行うに当たり、必要な事項等を定めるものとする。

### （支援の内容）

第2条 この協定により、乙が行う支援内容は次のとおりとする。

- （1）降雨、地震等による災害の被災地に災害復旧に関するアドバイザーを派遣して、甲または市町村の職員（以下「甲の職員等」という。）が行う公共土木施設等の被災状況の調査の補助や公共土木施設の災害復旧工法に関して、甲の職員等に対して技術的助言を行うこと
- （2）その他この協定の趣旨に照らし必要と認める支援

### （支援要請の方法）

第3条 甲は、前条の支援を必要とするときは、乙に対して、必要人員、活動地域等を明らかにした書面により要請する。ただし、緊急を要する時は、口頭で要請し、その後速やかに書面を提出することができる。

2 甲は、道内市町村から前条の支援を必要とする旨の申し出があったときは、第1項の規定を準用して、乙に要請することができる。

### （支援の実施）

第4条 乙は、前条の規定により要請を受けた場合は、速やかに災害に関するアドバイザーの同意を得て派遣を行うものとする。なお、本協定に基づく支援活動中の事故等に備え、乙はあらかじめ派遣する災害に関するアドバイザーに対する「傷害保険」に加入するものとする。

### （経費の負担）

第5条 本協定に基づく災害に関するアドバイザーの派遣に必要な交通費及び宿泊費並びに前条に定める保険料は、乙が定める基準により乙が支出することとするが、その負担については、甲と乙が別途協議して決定する。

### （他の協定等との関係）

第6条 この協定は、甲が既に締結している他の相互応援等に関する協定等に基づく応援を妨げるものではない。

### （有効期限）

第7条 この協定の期間は、締結の日から平成29年3月31日までの期間とし、双方の申し出がない限り、毎年度更新するものとする。

### （その他）

第8条 この協定に定めのない事項や疑義が生じた場合については、その都度、甲、乙が協議してこれを定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙署名の上、各自1通を保有するものとする。

平成28年 9月 7日

甲 北海道  
建設部長

名取 哲哉

乙 一般財団法人  
北海道建設技術センター理事長

武田 裕二

## 北海道と AUTHENTIC JAPAN 株式会社との消防活動等の協力に関する協定

北海道（以下「甲」という。）と AUTHENTIC JAPAN 株式会社（以下「乙」という。）は防災活動等の協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、山岳等における遭難者の生命、身体及び財産を保護するため、甲及び乙の協力体制を確立し、もって防災活動を迅速かつ的確に実施することを目的とする。

（情報提供）

第2条 乙は、会員制捜索ヘリサービス「ココヘリ」に加入している会員（以下「会員」という。）に関する救助要請が行われた場合、要請内容、会員氏名、ID 番号、緊急連絡先及びその他必要な情報（以下「会員情報等」という。）を速やかに甲に提供する。

（協力事項等）

第3条 甲は、第1条の目的を達成するため、乙に対して次に掲げる事項を求めることができる。

- （1）山岳遭難等の災害通報を受理した場合において、遭難者が会員であるかについて照会すること。
- （2）前号の遭難者が会員である場合には、当該会員情報等を提供すること。
- （3）ココヘリ機器を提供すること。
- （4）その他必要と認めること。

（有効期限）

第4条 この協定の期間は、協定を締結した日から1年間とする。

2 前項に規定する期間満了の1ヶ月前までに、甲、乙いずれからも何ら申し出のないときは、引き続き同一条件をもって本協定を継続するものとする。

3 甲、乙いずれかが、本協定を解除しようとする場合は、解除する期日の1ヶ月前までに申し出なければならない。

（秘密保持）

第5条 甲及び乙は、協力の実施上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

（協議）

第6条 甲及び乙は、誠実にこの協定書を履行し、この協定に定めのない事項または、この協定に疑義を生じた事項のあるときは、その都度協議の上、決定するものとする。

（協定書の保管）

第7条 この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保管するものとする。

令和2年4月9日

甲 北海道札幌市中央区北3条西6丁目

北海道知事 鈴木 直道



乙 福岡県福岡市中央区赤坂 1-11-1 4F

AUTHENTIC JAPAN 株式会社 代表取締役 久我 一総



## 循環型地域社会の形成に関する協定書

北海道（以下「甲」という。）、太平洋セメント株式会社（以下「乙」という。）及び北斗市（以下「丙」という。）は、循環型地域社会の形成に関する取組を推進するため、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、甲、乙及び丙が相互に連携することにより、限りある資源の有効活用や環境負荷の低減を図るため、廃棄物を循環資源と捉えた廃棄物処理体制の整備、平時からの北海道内における災害廃棄物処理体制の構築など、循環型地域社会の形成を推進することを目的とする。

### （連携事項）

第2条 甲、乙及び丙は、前条に規定する目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について連携して取組むものとする。

- （1）廃棄物の資源化に関すること。
- （2）災害廃棄物の処理に関すること。
- （3）その他循環型社会の形成、地域の活性化に関すること。

2 前項各号の具体的な実施事項については甲、乙及び丙において協議し合意の上、決定する。

### （有効期間）

第3条 本協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。なお、有効期間満了日の1月前までに、甲、乙又は丙の書面による解約の申出がなければ、同一内容で1年間更新するものとし、その後も同様に更新するものとする。

### （協定内容の変更）

第4条 甲、乙及び丙のいずれかが、本協定の内容変更を申し出たときは、協議を行い合意の上、本協定の変更を行うものとする。

### （協議）

第5条 本協定に定めのない事項又は本協定の内容に疑義が生じたときは、甲、乙及び丙が協議するものとする。

本協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印の上、各自その一通を保有するものとする。

令和2年12月24日

甲 北海道札幌市中央区北3条西6丁目  
北海道  
北海道知事 鈴木 直道



乙 東京都文京区小石川1丁目1番1号  
太平洋セメント株式会社  
代表取締役社長 不死原 正文



丙 北海道北斗市中央1丁目3番10号  
北斗市  
北斗市長 池田 達雄



## 災害時等における解体・撤去等に関する協定

北海道（以下「甲」という。）と一般社団法人北海道解体工事業協会（以下「乙」という。）とは、北海道内に地震、風水害その他の大規模災害等、又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）に定める武力攻撃災害（緊急対処事態における災害を含む。）（以下「災害等」という。）が発生し、又は発生のおそれがある場合、並びに都道府県等相互の応援措置を行う場合（以下「災害時等」という。）の建物等の解体・撤去及び災害廃棄物の撤去・収集・運搬（以下「解体等」という。）に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、災害時等において甲が乙に対して行う解体等の要請に関して、必要な事項を定める。

（協力要請）

第2条 甲は、次に掲げる場合は、乙に対し協力を要請することができるものとする。

- （1）北海道内において災害等が発生したとき、または発生するおそれがあるとき
- （2）北海道外において災害等が発生し、都道府県間での応援を実施するとき
- （3）その他、甲が必要と認めるとき

2 前項の要請は、乙に対し、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は電話等により要請し、事後に書面を提出するものとする。

（協力要請の対象）

第3条 この協定における協力要請の対象は次に掲げるものとする。

- （1）建物等の解体・撤去
- （2）災害廃棄物の撤去
- （3）災害廃棄物の収集・運搬
- （4）その他、甲が必要と認めるもの

（協力の実施）

第4条 乙は、第2条の規定による要請を受けた場合は、協定締結企業としての責務を十分に自覚し、やむを得ない事由のない限り、通常業務に優先して実施するものとする。

（実施報告）

第5条 乙は、甲の要請に基づき、解体等を実施したときは、速やかに甲に対し書面により報告するものとする。ただし、緊急を要する場合は電話等により報告し、事後に書面を提出するものとする。

（経費の負担）

第6条 この協定に基づき、乙が甲の要請により解体等に要した経費については、甲又は甲

に支援を要請した市町村等が負担するものとする。

(経費の支払い)

第 7 条 乙は、本協定に基づく解体等の実施後、前条の規定に基づき、甲又は甲に支援を要請した市町村に負担する経費を請求するものとする。

2 甲又は甲に支援を要請した市町村等は、前項の請求があった場合には、その経費について速やかに支払うものとする。

(事故等)

第 8 条 乙は、解体等の実施に際し事故等が発生した時、甲に対して速やかにその状況を報告するものとする。

2 乙は、事故等の発生により、解体等を中断した場合には、速やかに解体等を継続するよう努めるものとする。

(損害の負担)

第 9 条 乙は、本協定に基づく解体等の実施に際し、乙の責めに帰する理由により、第三者に損害を与えた時は、その賠償の責を負うものとする。

(災害補償)

第 10 条 本協定に基づく業務の実施にあたり、従事した者の責めに帰することができない理由により、従事した者が死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は心身に障害がある状態になったときの災害補償は、乙の規定に基づき乙が行うものとする。ただし、乙会員事業者が災害補償をできない場合においては、甲乙誠意をもって協議する。

(関係市町村等との調整)

第 11 条 本協定に基づく解体等の実施にあたり、関係市町村等との必要な連絡調整業務は、原則として、甲が行うものとする。

(情報提供)

第 12 条 乙は、災害に係る情報について、解体等の実施のほか、通常業務中に覚知した場合においても、積極的に甲に提供するものとする。

(平常時からの体制)

第 13 条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に実施するため、平常時から次の事項の協力に努めるものとする。

- (1) この協定に関する事務担当者名簿の相互交換を含む連絡体制の構築
- (2) 防災に関する情報交換
- (3) 甲又は、市町村等が行う防災訓練への積極的な参加
- (4) その他、必要と認める事項

(守秘義務)

第14条 乙は、この協定に基づく活動において知り得た相手方の秘密情報について、この協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に開示・漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

(有効期間)

第15条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の日の1か月前までに、甲又は乙のいずれかが更新しない旨の意思表示をしない限り、その効力は更に1年間継続するものとし、以降も同様とする。

(協議事項)

第16条 この協定について疑義が生じた事項又はこの協定に定めのない事項については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 3年 3月 29日

甲 北海道  
北海道知事 鈴木 直道

乙 一般社団法人北海道解体工事業協会  
会 長 堀 井 太 一

## 大規模災害発生時における災害対応の協力に関する協定書

北海道（以下「甲」という。）と公益社団法人北海道浄化槽協会（以下「乙」という。）、一般社団法人北海道環境保全協会（以下「丙」という。）及び北海道環境整備事業協同組合（以下「丁」という。）は、大規模災害の発生時に、道内の被災市町村、一部事務組合又は広域連合（以下「被災市町村等」という。）が行う災害廃棄物の処理や浄化槽の点検等（以下「災害対応」という。）への協力について、次のとおり協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 この協定は、北海道内において災害が発生した場合に、被災市町村等が行う災害対応について、甲が乙、丙及び丁に協力を要請するために必要な事項を定めるものとする。

### （定義）

第2条 この協定において、「災害」とは、地震災害及び水害その他の災害をいう。地震災害については、大規模地震対策特別措置法第2条第1号の定義による地震動により直接に生ずる被害及びこれに伴い発生する津波、火災、爆発その他異常な現象により生ずる被害を対象とし、水害については、大雨、台風、雷雨などによる多量の降雨により生ずる洪水、浸水、冠水、土石流、山崩れ、崖崩れなどの被害を対象とする。

2 この協定において、「災害廃棄物」とは、災害によって発生する廃棄物及び被災者や避難者の生活に伴い発生する廃棄物をいう。

### （情報の提供）

第3条 甲は、災害が発生したときは、乙、丙及び丁に、道内の被災、復旧状況等、必要な情報を随時提供するものとする。

### （協力要請）

第4条 甲は、被災市町村等が実施する次の各号の事業について、被災市町村等から協力要請があった場合、乙にその協力を要請するものとする。

- (1) 浄化槽の緊急点検
- (2) その他浄化槽の点検に関する必要な行為

2 甲は、被災市町村等が実施する次の各号の事業について、被災市町村等から協力要請があった場合、丙及び丁にその協力を要請するものとする。

- (1) 災害廃棄物の収集・運搬
- (2) 災害廃棄物の仮置場の管理
- (3) 仮設トイレの斡旋
- (4) 前各号に伴う必要な行為

3 甲は、協力要請に当たっては、次の各号に掲げる事項を文書で乙、丙及び丁に通知するものとする。ただし、緊急やむを得ない場合は、口頭で協力を要請し、後日、速やかに文書で通知するものとする。

- (1) 市町村名等
- (2) 協力内容
- (3) その他必要な事項

4 乙、丙及び丁は、甲から協力要請があったときは、必要に応じて、現地確認等を行うなどにより、要請に応じるか否かを検討し、その結果を文書により甲に通知するものとする。

(協力の実施)

第5条 乙、丙及び丁は、甲の要請を受託できる場合は、必要な人員、車両、資機材を調達し、被災市町村等が実施する災害対応に協力するものとする。

2 乙、丙及び丁は、この協定に基づく災害対応に当たっては、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮すること。
- (2) 災害廃棄物の減量化のため、再資源化に配慮すること。

(実施報告)

第6条 乙、丙及び丁が災害対応を実施したときは、次の各号に掲げる事項を文書で甲に報告するものとし、甲は、実施内容等を被災市町村等に通知するものとする。

- (1) 市町村名等
- (2) 実施内容
- (3) その他必要な事項

(関係者間の総合調整)

第7条 甲は、災害廃棄物の処理や委託に係る事務処理を円滑に進めるため、乙、丙、丁及び被災市町村等との総合的な調整に努めるものとする。

(費用の負担)

第8条 第4条第1項及び第2項に規定する要請に基づき乙、丙及び丁が実施した災害対応に要した費用については、原則として被災市町村等が負担するものとし、その金額は乙、丙及び丁と被災市町村等が協議の上、決定するものとする。

(損害補償)

第9条 第4条第1項及び第2項に規定する要請に基づき実施した災害対応に従事した者が、災害対応により死亡、負傷又は疾病にかかった場合の損害補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）その他法令によるものとする。

(連絡窓口)

第10条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては環境生活部環境局循環型社会推進課、乙、丙及び丁においては各事務局とする。

(状況等の報告)

第11条 乙、丙及び丁は、この協定に基づく災害対応が円滑に行われるよう人員、資機材の確保台数等の状況を毎年4月末までに甲に報告するものとする。ただし、甲が必要と認めた場合は、乙、丙及び丁に随時報告を求めることができるものとする。

(実施細目)

第12条 この協定を実施するために必要な事項については、別途定めるものとする。

(他被災都府県への協力)

第13条 甲が被災した都府県に対して災害対応についての協力を行うために乙、丙及び丁に協力要請を行った場合においても、乙、丙及び丁はこの協定に準じて、可能な限り協力するものとする。

(この協定にない事項)

第14条 この協定に定めのない事項、又は疑義が生じた事項については、甲、乙、丙及び丁が協議の上、定めることとする。

この協定の締結を証するため、本書4通を作成し、甲、乙、丙及び丁が記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和3年4月26日

甲 北海道  
北海道知事

鈴木直道



乙 公益社団法人北海道浄化槽協会  
会長

丹羽道



丙 一般社団法人北海道環境保全協会  
会長

原田利明



丁 北海道環境整備事業協同組合  
理事長

福田安裕



## 災害時等における車両等の排除業務に関する協定

北海道（以下、「甲」という。）と全日本ロータス同友会北海道ブロック（以下、「乙」という。）とは、北海道内に地震、風水害その他の大規模災害等、又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）に定める武力攻撃災害（緊急対処事態における災害を含む。）（以下、「災害等」という。）が発生し、又は発生のおそれがある場合、並びに都道府県等相互の応援措置を行う場合（以下、「災害時等」という。）の車両その他の物件の排除業務及び道使用車両の修繕（以下、「車両排除業務等」という。）に関して、次のとおり協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 本協定は、災害時等において甲が乙に対して行う車両排除業務等の要請に関して、必要な事項を定める。

### （協力要請）

第2条 甲は、次に掲げる場合は、乙に対し協力を要請することができるものとする。

- （1） 北海道内において災害等が発生したとき、または発生するおそれがあるとき
- （2） 北海道外において災害等が発生し、都道府県間での応援を実施するとき
- （3） その他、甲が必要と認めるとき

2 前項の要請は、乙に対し、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は電話等により要請し、事後に書面を提出するものとする。

### （協力要請の対象）

第3条 この協定における協力要請の対象は次に掲げるものとする。

- （1） 道路やその他の場所における車両等の排除業務
- （2） 災害等発生時の道使用車両の修繕
- （3） その他、甲が必要と認めるもの

### （協力の実施）

第4条 乙は、第2条の規定による要請を受けた場合は、協定事業者としての責務を十分に自覚し、やむを得ない事由のない限り、通常業務に優先して実施するものとする。

### （実施報告）

第5条 乙は、甲の要請に基づき、車両排除業務等を実施したときは、速やかに甲に対し書面により報告するものとする。ただし、緊急を要する場合は電話等により報告し、事後に書面を提出するものとする。

### （経費の負担）

第6条 この協定に基づき、乙が甲の要請により車両排除業務等に要した経費については、乙が負担するものとする。

(事故等)

第7条 乙は、車両排除業務等の実施に際し事故等が発生した時、甲に対して速やかにその状況を報告するものとする。

2 乙は、事故等の発生により、車両排除業務等を中断した場合には、速やかに業務を継続するよう努めるものとする。

(損害の負担)

第8条 乙は、本協定に基づく車両排除業務等の実施に際し、乙の責めに帰する理由により、第三者に損害を与えた時は、その賠償の責を負うものとする。

(災害補償)

第9条 本協定に基づく業務の実施にあたり、従事した者の責めに帰することができない理由により、従事した者が死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は心身に障害がある状態になったときの災害補償は、乙会員事業者の規定に基づき乙会員事業者が行うものとする。ただし、乙会員事業者が災害補償をできない場合においては、甲乙誠意をもって協議する。

(関係市町村との調整)

第10条 本協定に基づく車両排除業務等の実施にあたり、関係市町村との必要な連絡調整業務は、原則として、甲が行うものとする。

(情報提供)

第11条 乙は、災害に係る情報について、車両排除業務等の実施のほか、通常業務中に覚知した場合においても、積極的に甲に提供するものとする。

(平常時からの体制)

第12条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に実施するため、平常時から次の事項の協力を努めるものとする。

- (1) この協定に関する事務担当者名簿の相互交換を含む連絡体制の構築
- (2) 防災に関する情報交換
- (3) 甲又は市町村等が行う防災訓練への積極的な参加
- (4) その他、必要と認める事項

(守秘義務)

第13条 乙は、この協定に基づく活動において知り得た相手方の秘密情報について、この協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に開示・漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

(有効期間)

第14条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の日

の1か月前までに、甲又は乙のいずれかが更新しない旨の意思表示をしない限り、その効力は更に1年間継続するものとし、以降も同様とする。

(協議事項)

第15条 この協定について疑義が生じた事項又はこの協定に定めのない事項については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和5年3月13日

甲 北海道  
北海道知事 鈴木 直道



乙 全日本ロータス同友会北海道ブロック  
ブロック長 神野 弘司



